

発議第6号

千葉市介護保険条例の一部改正について

千葉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月10日提出

提出者	千葉市議会議員	福永	洋
〃	〃	安喰	初美
〃	〃	栢澤	洋平
〃	〃	盛田	眞弓
〃	〃	中村	公江
〃	〃	野本	信正

千葉県条例第 号

千葉県介護保険条例の一部を改正する条例

千葉県介護保険条例（平成12年千葉県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の4条を加える。

（介護保険苦情調整委員会）

第14条の2 要介護認定に関する手続並びに介護サービス計画の作成及び同計画に基づく介護サービスに関する事務（以下「介護保険事務」という。）に係る市民及び介護サービス事業に従事する者の苦情を迅速に処理し、適正な介護保険事務の執行を図るため、千葉県介護保険苦情調整委員会（以下「調整委員会」という。）を設置する。

2 調整委員会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、保健、福祉及び法律関係等の分野における学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（職務）

第14条の3 調整委員会は、介護保険事務に係る苦情に関して、次に掲げる事務を行う。

（1）本市に申立てのあった苦情について調査及び審査を行うこと。

（2）前号の規定による調査及び審査の結果、申立てのあった苦情に正当な事由があると認めるときは、本市又は介護サービス事業者に対して必要な措置を採るよう意見を述べること。

（3）苦情の処理状況を苦情申立人及び市長に報告すること。

（申立人）

第14条の4 苦情を申し立てることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）介護保険の被保険者

（2）要介護者及び要支援者（以下「要介護者等」という。）の配偶者

又は3親等以内の親族

- (3) 要介護者等と同居している者
- (4) 介護サービス事業に従事する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める者
(規則への委任)

第14条の5 前3条に定めるもののほか、調整委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

千葉市介護保険苦情調整委員会を設置することにより、介護保険事務に係る市民及び介護サービス事業に従事する者の苦情を迅速に処理し、適正な介護保険事務の執行を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。